会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	な	和 田せ	0	

（その１）

収支報告書

平成27 年分
（ 開催分）

（ふりがな） おざわいちろうせいけいけんきゅうかい

1 政治団体の名称 小沢一郎政経研究会

2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区深沢8-7-24-202

3 代表者の氏名 川辺 嗣治

4 会計責任者の氏名 小原 和也

事務担当者の氏名 北出 美翔

（電話） 03-3508-5788

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 小沢 一郎

公職の種類（現職・候補者の別） （現職）

公職の候補者の氏名（２人目）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）

公職の種類（現職・候補者の別）

2558

受付
'28.7.26
収支公開室
第 号

3/30号
28.5.23
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

100870

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	37,632,864
（前年からの繰越額）	4,425,259
（本年の収入額）	33,207,605
支出総額	36,417,498
翌年への繰越額	1,215,366

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	27,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	27,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	27,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
第75回小沢一郎政経フォーラム	8,560,000	平成27年4月17日　ホテルニューオータニ「芙蓉の間」東京都千代田区紀尾井町4-1
第76回小沢一郎政経フォーラム	8,240,000	平成27年7月3日　ANAインターコンチネンタルホテル「プロミネンス」東京都港区赤坂1-12-33
第77回小沢一郎政経フォーラム	7,860,000	平成27年9月29日　ANAインターコンチネンタルホテル「プロミネンス」東京都港区赤坂1-12-33
第78回小沢一郎政経フォーラム	8,520,000	平成27年12月9日　ホテルニューオータニ「芙蓉の間」東京都千代田区紀尾井町4-1
この頁の小計	33,180,000	
合　　計	33,180,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	605	
合　　計	605	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考

この頁の小計	0
その他の寄附	27,000
合計	27,000

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
第75回小沢一郎政経フォーラム	8,560,000	241	H27/4/17	ホテルニューオータニ「芙蓉の間」東京都千代田区紀尾井	前年収入額1,820,000円,前年支払者数75
この頁の小計	8,560,000				
合計	8,560,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		第75回小沢一郎政経フォーラム	
		対価の支払をした者の区分		2.法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
ワールドメイト	1,000,000	H27/3/30	静岡県伊豆の国市橘3-162	半田　晴久	
この頁の小計	1,000,000				
合　　計	1,000,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		第75回小沢一郎政経フォーラム	
		対価の支払をした者の区分		3.政治団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
日本医師連盟	300,000	H27/4/3	東京都文京区本駒込2-28-16	横倉　義武	
この頁の小計	300,000				
合　　計	300,000				

（その11）

（11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		第76回小沢一郎政経フォーラム	
		対価の支払をした者の区分		2.法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
ワールドメイト	1,000,000	H27/6/29	静岡県伊豆の国市橘3-162	半田　晴久	
この頁の小計	1,000,000				
合　　計	1,000,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		第77回小沢一郎政経フォーラム	
		対価の支払をした者の区分		2.法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
ワールドメイト	1,000,000	H27/9/15	静岡県伊豆の国市橘3-162	半田　晴久	
この頁の小計	1,000,000				
合　　計	1,000,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		第77回小沢一郎政経フォーラム	
		対価の支払をした者の区分		3.政治団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
日本医師連盟	300,000	H27/10/5	東京都文京区本駒込2-28-16	横倉　義武	
この頁の小計	300,000				
合　　計	300,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		第78回小沢一郎政経フォーラム	
		対価の支払をした者の区分		2.法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
ワールドメイト	1,000,000	H27/12/9	静岡県伊豆の国市橘3-162	半田　晴久	
この頁の小計	1,000,000				
合　　計	1,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	147,430	0	
小計	147,430	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	12,770,068	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	12,770,068	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	23,500,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	36,270,068	0	
合計	36,417,498		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査代	97,790	H27/7/7	櫻庭公認会計士事務所	東京都千代田区六番町6-20 グランドメゾン六番町501	
切手代	41,000	H27/7/8	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	138,790				
その他の支出	8,640				
合計	147,430				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				第75回小沢一郎政経フォーラム	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
発送代	81,144	H27/2/27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送代	32,800	H27/3/10	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
案内状印刷代	216,000	H27/3/13	㈱インプリ	東京都千代田区神田美土代町11-7　神田美土代ビル102	
会場借り上げ費	2,952,660	H27/5/14	㈱ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	3,282,604				
その他の支出	22,756				
合計	3,305,360				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				第76回小沢一郎政経フォーラム	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
発送代	78,200	H27/6/10	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送代	33,292	H27/6/11	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
講演料	300,000	H27/7/3	浜　矩子	東京都世田谷区上馬5-5-3	
案内状印刷代	205,200	H27/7/6	㈱インプリ	東京都千代田区神田美土代町11-7　神田美土代ビル102	
会場借り上げ費	2,413,271	H27/9/3	ザ・ホテリエ・グループ赤坂㈱	東京都港区赤坂1-12-33	
この頁の小計	3,029,963				
その他の支出	9,916				
合計	3,039,879				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				第77回小沢一郎政経フォーラム	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
発送代	96,432	H27/8/31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
案内状印刷代	205,200	H27/9/8	㈱インプリ	東京都千代田区神田美土代町11-7　神田美土代ビル102	
講演料	300,000	H27/10/6	白井　聡	京都市北区西賀茂檜ノ木町40 プルミエール清和211	
会場借り上げ費	2,505,120	H27/10/6	ザ・ホテリエ・グループ赤坂㈱	東京都港区赤坂1-12-33	
この頁の小計	3,106,752				
その他の支出	9,179				
合計	3,115,931				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				第78回小沢一郎政経フォーラム	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
発送代	92,866	H27/10/30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
案内状印刷代	205,200	H27/12/15	㈱インプリ	東京都千代田区神田美土代町11-7　神田美土代ビル102	
会場借り上げ費	3,003,328	H27/12/15	㈱ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	3,301,394				
その他の支出	7,504				
合計	3,308,898				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附・交付金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附・交付金	3,000,000	H27/4/21	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
寄附・交付金	5,000,000	H27/5/21	陸山会	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館605	
寄附・交付金	2,500,000	H27/6/24	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
寄附・交付金	2,000,000	H27/7/24	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
寄附・交付金	1,000,000	H27/9/24	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
寄附・交付金	1,000,000	H27/10/23	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
寄附・交付金	4,000,000	H27/11/5	陸山会	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館605	
寄附・交付金	1,000,000	H27/11/24	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
寄附・交付金	4,000,000	H27/12/18	小沢一郎東京後援会	東京都世田谷区深沢8-7-24-202	
この頁の小計	23,500,000				
その他の支出	0				
合計	23,500,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　18日

政治団体の名称　小沢一郎政経研究会

会計責任者の氏名　小原　和也

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成28年5月16日

小沢一郎政経研究会
代表　川辺　嗣治　殿

登録政治資金監査人　櫻庭周平
登　録　番　号　第３５０５号
研修修了年月日　平成22年3月5日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、小沢一郎政経研究会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、小沢一郎政経研究会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人である櫻庭周平が判断したため、小沢一郎政経研究会の従たる事務所（東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 605 号室）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

小沢一郎政経研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上